

累積投資規定

株式投資信託等累積投資規定

1. (規定の趣旨)

- (1) この規定は、お客さまと株式会社あおぞら銀行（以下「当行」という。）との間の、投資信託についての累積投資取引に関する取扱いを定めたものです。（個々の投資信託を以下「個別ファンド」といい、当該個別ファンドの委託者を以下「投資信託委託会社」という。）
- (2) この規定に別段の定めがないときには、個別ファンドの目論見書（以下「目論見書」という。）、および当行の「投信総合取引規定」（以下「投信総合取引規定」という。）等に従って取り扱います。なお、この規定において定義のない用語で、投信総合取引規定または当行の「投信積立規定」に定義のある用語については、かかる定義の意味を有するものとします。また、投信積立規定の定めは、この規定の定め優先して適用されるものとします。

2. (申込)

お客さまは、当行所定の手続に従って投信総合取引申込書（累積投資取引申込書も含む。）を当行に提出することにより包括的な累積投資の申込を行うものとします。お客さまは、個別ファンドの受益証券または受益権（併せて以下「受益権等」という。）の募集・買付（追加設定）申込書その他の受益権等の買付に係る申込書（以下「買付申込書」という。）を含む当行所定の申込書等に必要事項をご記入、または当行所定の申込書等に印字された必要事項をご確認の上、「投信総合取引規定」第1章4.（1）に定める届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）され、これを「投信総合取引規定」第1章3.（2）に定める取引店（以下「取引店」という。）に提出することによって個別ファンドの受益権等の募集もしくは買付（以下「買付」という。）の申込または収益分配金の取扱いについての分配金受取コースから分配金再投資コースへの変更の申込とともに、当該個別ファンドに係る累積投資取引を申し込まれるものとし、当行が承諾した場合に限り当該取引を開始することができます。なお、本2.において、「分配金受取コース」とは、収益分配金について、当行がお客さまに代わって受取り、「投信総合取引規定」第7章の定めに従って支払う方法をいい、「分配金再投資コース」とは、収益分配金について当行がお客さまに代わって受取り、「投信総合取引規定」第6章の定めに従って再投資を行う方法をいいます。

3. (金銭の払込)

- (1) お客さまは、買付申込書を当行に提出して当行所定の申込単位にて個別ファンドの受益権等の買付申込を行い、その申込日に、当行所定の方法によりその買付代金または概算金額（以下「払込金」という。）を払込むものとします。
- (2) 払込金が、買付価額に不足する場合には、お客さまは直ちにお支払いください。

4. (買付方法、時期および価額)

- (1) 当行は、お客さまからの払込金の払込があったときに、遅滞なく、個別ファンドの受益権等の買付申込を投資信託委託会社に取次ぎます。ただし、当行における所定の時限、事務の繁忙、外国投資信託を取り扱う場合の時差等やむを得ない事由がある場合には、受注日の翌営業日以後に取次の手続を行うことがあります。なお、申込日において、お客さまの買付申込の意思が確認できない場合には、当行は受付けた買付申込がなかったものとして取り扱うことができます。
- (2) 当行は、個別ファンドの代金を、当行所定の時期にお客さまに代わって投資信託委託会社に支払います。

(3) 上記(1)および(2)の定めにかかわらず、個別ファンドの目論見書等に別途の定めがある場合を除き、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、当行は買付申込の取次を一時停止または中止することおよび既に受付けた買付申込がなかったものとして取り扱うことができるものとします。

5. (管理方法)

- (1) 上記4.によって買付けられた個別ファンドの受益証券は、無記名式の場合に限り保護預りとしてお預りし、当行所定の場所に、大券をもって、他のお客さまの同銘柄の受益証券と混蔵して保管いたします。
- (2) 当行は、保護預りされた個別ファンドの受益証券を当行名義をもって銀行、信託銀行、証券会社またはその他の金融機関に再寄託することがあります。
- (3) お客さまは、保護預りされている個別ファンドの受益証券の数または額に応じて、同銘柄の受益証券に対し、共有権または準共有権を取得します。
- (4) 当行が新たに個別ファンドの受益証券の保護預りを受付けるとき、または保護預りされている個別ファンドの受益証券の返還の請求を受付けるときは、その個別ファンドの受益証券の保護預りまたは返還について、個別ファンドの受益証券を保護預りしている他の預け主との協議を要しないものとします。
- (5) 上記4.によって買付けられた個別ファンドの受益権は、すべて、投信振替決済口座（当行の「投資信託受益権振替決済口座管理規定」に基づき当行に開設されたお客さまの投信振替決済口座をいう。以下同じ。）に記載または記録され、振替等の取扱いがなされるものとします。
- (6) 当行は、お客さまが権利を有する個別ファンドの受益権に限り、振替等の手続きを行います。ただし、当行は、当該受益権についても、相当の理由があるときには振替等をお断りすることがあります。
- (7) 個別ファンドの受益権は、振替決済関連法令等（この規定、投信総合取引規定、社債、株式等の振替に関する法律、株式会社証券保管振替機構の社債等に関する業務規程および当行の「投資信託受益権振替決済口座管理規定」ならびにこれらに関連する諸規則・諸規定をいう。以下同じ。）に定めるところにより、投信振替決済口座に記載または記録され、取り扱われるものとします。
- (8) 当行は、個別ファンドの受益権等の保管または管理について当行所定の手数料を申し受けることがあります。

6. (分配金の再投資方法、時期および価額)

- (1) 上記5.に基づき保管または管理する個別ファンドのうち収益分配金の再投資を行う銘柄に係る受益権等の分配金は、当行がお客さまに代わってこれを受け取り、その金額より税金等を差し引いた金額をもって、上記4.の定めに基づき個別ファンドの受益権等の買付申込を投資信託委託会社に取次ぎます。
- (2) 上記(1)の買付価額は、当行所定の日の基準価額といたします。当行は当該買付価額を当行所定の時期にお客さまに代わって、投資信託委託会社に支払います。

7. (償還金の取扱い)

上記5.に基づき保管または管理する個別ファンドの受益権等の償還金については、税金等を差し引いた金額を「投信総合取引規定」第6章48.の定めに基づき支払うものとします。

8. (返還・換金等)

- (1) 個別ファンドの受益権等の一部もしくは全部の解約または買取による換金（以下「換金」という。）については、「投信総合取引規定」第3章13.または第4章24.の定めに基づき行うものとします。
- (2) お客さまが個別ファンドの受益権等の返還または換金を請求する際には、当行所定の方法により、その旨を取引店に申し出てください。ただし、当行所定の個別ファンドについては、大口の返還・換金請求に制限がありま

す。なお、当行における所定の時限、事務の繁忙、外国投資信託を取り扱う場合の時差等やむを得ない事由がある場合には、受注日の翌営業日以後に返還・換金の手続を行うことがあります。また、申込日において、お客さまの返還・換金請求の意思が確認できない場合には、当行は受付けた返還・換金請求がなかったものとして取り扱うことができるものとします。

- (3) 当行は、個別ファンドの受益証券について、上記(2)の返還請求があった場合は、下記(4)の換金価額により個別ファンドの受益権等を換金のうえ、当行所定の手数料・税金等を差し引いた金銭を、「投信総合取引規定」第7章の定めに従って支払うことにより、返還に代えるものとします。
- (4) 上記(1)から(3)に係る換金価額は、個別ファンドの目論見書等に規定する所定の基準価額から、同日論見書等に規定する信託財産留保額等を控除した価額といたします。
- (5) 上記(1)から(4)の定めにかかわらず、個別ファンドの目論見書等に別途の定めがある場合を除き、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他目論見書に定める場合などのやむを得ない事情があるときは、当行は返還・換金請求の受付を一時停止または中止させていただくことがあるほか、既に受付けた返還・換金請求であってもその請求がなかったものとして取り扱わせていただくことがあります。

9. (残高の通知)

上記5.に基づき保管する個別ファンドの受益権等の残高の通知については、「投信総合取引規定」第6章50.の定めに従って行うものとします。

10. (解約等)

この規定による累積投資取引に係る契約の解約等については、「投信総合取引規定」第6章52.および第8章60.の定めに従って行うものとします。

11. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

12. (準拠法、合意管轄)

- (1) この規定(この規定に基づく取引および契約も含む。)の準拠法は、日本法とします。
- (2) この規定(この規定に基づく取引および契約も含む。)に関するお客さまと当行との間の訴訟については、当行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

以上

公社債投信累積投資規定

1. (規定の趣旨)

- (1) この規定は、お客さまと株式会社あおぞら銀行(以下「当行」という。)との間の、下記の投資信託委託会社(各々以下「投資信託委託会社」という。)により各々設定された公社債投信(分配金再投資コース)(以下「公社債投信」という。)についての累積投資取引に関する取扱いを定めたものです。

投資信託委託会社
アセットマネジメントOne株式会社
大和証券投資信託委託株式会社

(2) この規定に別段の定めがないときには、公社債投信の目論見書（以下「目論見書」という。）および当行の「投信総合取引規定」（以下「投信総合取引規定」という。）等に従って取り扱います。なお、この規定において定義のない用語で、投信総合取引規定に定義のある用語については、かかる定義の意味を有するものとします。

2. (申込)

お客さまは、当行所定の手続に従って投信総合取引申込書（累積投資取引申込書も含む。）を当行に提出することにより包括的な累積投資の申込を行うものとします。お客さまは、公社債投信1月号から公社債投信12月号までの受益権（以下「受益権」という。）について、募集・買付（追加設定）申込書その他の受益権の買付に係る申込書（以下「募集申込書」という。）等を含む当行所定の申込書に必要事項をご記入、または当行所定の申込書等に印字された必要事項をご確認の上、「投信総合取引規定」第1章4.（1）に定める届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）され、これを「投信総合取引規定」第1章3.（2）に定める取引店（以下「取引店」という。）に提出することによって公社債投信の受益権の募集もしくは買付（以下「買付」という。）の申込または収益分配金の取扱いについての分配金受取コースから分配金再投資コースへの変更の申込とともに、当該公社債投信についての累積投資取引を申し込まれるものとし、当行が承諾した場合に限り当該取引を開始することができます。但し、申し込むことができる受益権は募集期間中の受益権に限るものとします。なお、本2.において、「分配金受取コース」とは、収益分配金について、当行がお客さまに代わって受取り、「投信総合取引規定」第7章の定めに従って支払う方法をいい、「分配金再投資コース」とは、収益分配金について当行がお客さまに代わって受取り、「投信総合取引規定」第6章の定めに従って再投資を行う方法をいいます。

3. (金銭の払込)

お客さまは、募集申込書を当行に提出して当行所定の申込単位で公社債投信の受益権の買付申込を行い、その申込日に、当行所定の方法によりその買付代金を払込むものとします。なお、買付代金の計算にあたっては、買付受注時に募集期間中である公社債投信の決算日（当該募集期間にかかる決算日）の基準価額を適用します。

4. (買付方法、時期および価額)

(1) 当行は、お客さまからの買付代金の払込があったときに、公社債投信の受益権の買付申込を投資信託委託会社に取次ぎます。なお、申込日においてお客さまの買付申込の意思が確認できない場合には、当行は受付けた買付申込がなかったものとして取り扱うことができるものとします。

(2) 当行は、当該買付の代金を当行所定の時期にお客さまに代わって、投資信託委託会社に支払います。

5. (管理方法)

(1) 上記4.によって買付けられた公社債投信の受益権は、すべて、投信振替決済口座（当行の「投資信託受益権振替決済口座管理規定」に基づき当行に開設されたお客さまの投信振替決済口座をいう。以下同じ。）に記載または記録され、振替等の取扱いがなされるものとします。

(2) 当行は、お客さまが権利を有する公社債投信の受益権に限り、振替等の手続きを行います。ただし、当行は、当該受益権についても、相当の理由があるときには振替等をお断りすることがあります。

(3) 公社債投信の受益権は、振替決済関連法令等（この規定、投信総合取引規定、社債、株式等の振替に関する法律、株式会社証券保管振替機構の社債等に関する業務規程および当行の「投資信託受益権振替決済口座管理規定」ならびにこれらに関連する諸規則・諸規定をいう。以下同じ。）に定めるところにより、投信振替決済口座

に記載または記録され、取り扱われるものとしします。

(4) 当行は、公社債投信の受益権の管理について当行所定の手数料を申し受けることがあります。

6. (収益分配金の再投資方法、時期および価額)

(1) 上記5.に基づき管理する公社債投信の受益権の分配金は、当行がお客さまに代わってこれを受け取り、その金額より税金等を差し引いた金額をもって、上記4.の定めに準じて公社債投信の受益権の買付申込を投資信託委託会社に取次ぎます。

(2) 上記(1)の買付価額は、追加信託を行う日の前日の基準価額といたします。当行は、当該買付価額を当行所定の時期にお客さまに代わって、投資信託委託会社に支払います。

7. (償還金の取扱い)

上記5.に基づき管理する公社債投信の受益権の償還金については、税金等を差し引いた金額を「投信総合取引規定」第6章48.の定めに準じて支払うものとしします。

8. (換金等)

(1) 公社債投信の一部または全部の解約による換金(以下「換金」という。)については、「投信総合取引規定」第3章13.の定めに準じて行うものとしします。ただし、お客さまが、異なる年度に発行された同一月号に係る公社債投信について、一部または全部の換金を請求した場合には、当行所定の申込単位あたりの換金(解約)手数料の料率の小さいものから順に、換金請求がなされたものとして取り扱います。

(2) お客さまが公社債投信の受益権の換金を請求する際には、当行所定の方法でその旨を取引店に申し出てください。なお、換金請求の当行における受注日当日をもって換金請求日とします。

(3) 当行は上記(2)の請求があった場合は、下記(4)の換金価額により公社債投信の受益権を換金のうえ、手数料および税金等を差し引いた金銭を、「投信総合取引規定」第7章の定めに従って支払います。なお、当行における所定の時限、事務の繁忙等やむを得ない事由がある場合には、受注日の翌営業日以後に換金の手続を行うことがあります。また、申込日においてお客さまの換金請求の意思が確認できない場合には、当行は受付けた換金請求がなかったものとして取り扱うことができるものとしします。

(4) 上記(3)の換金価額は換金請求日の解約価額または売買基準価額に基づくものとしします。

(5) 上記(1)から(4)の定めにかかわらず、金融商品取引所等における取引の停止、その他目論見書に定める場合などのやむを得ない事情があるときは、当行は換金請求の受付を中止させていただくことがあります。なお、当行が換金請求の受付を中止した場合には、お客さまは当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回できます。ただし、お客さまが換金請求を撤回しない場合には、当該受益権については、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして、上記(1)から(4)の定めに準じて換金価額を算出した上で換金します。

9. (残高の通知)

上記5.に基づき管理する公社債投信の受益権の残高の通知については、「投信総合取引規定」第6章50.の定めに準じて行うものとしします。

10. (解約等)

この規定による累積投資取引に係る契約の解約等については、「投信総合取引規定」第6章52.および第8章60.の定めに準じて行うものとしします。

1 1. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

1 2. (準拠法、合意管轄)

- (1) この規定(この規定に基づく取引および契約も含む。)の準拠法は、日本法とします。
- (2) この規定(この規定に基づく取引および契約も含む。)に関するお客さまと当行との間の訴訟については、当行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

以 上

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド「USドル・ポートフォリオ」累積投資規定

1. (規定の趣旨)

- (1) この規定は、お客さまと株式会社あおぞら銀行(以下「当行」という。)との間の、トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(以下「投資信託委託会社」という。)の設定するニッコウ・マネー・マーケット・ファンド「USドル・ポートフォリオ」(以下「ニッコウ米ドルMMF」という。)についての累積投資取引に関する取扱いを定めたものです。
- (2) この規定に別段の定めがないときには、ニッコウ米ドルMMFの目論見書(以下「目論見書」という。)、当行の「投信総合取引規定」(以下「投信総合取引規定」という。)および当行の「外国証券取引口座約款」(以下「外国証券取引口座約款」という。)等に従って取り扱います。なお、この規定において定義のない用語で、投信総合取引規定に定義のある用語については、かかる定義の意味を有するものとします。

2. (申込)

- (1) お客さまは、ニッコウ米ドルMMFの受益証券の募集・買付(追加設定)申込書(以下「買付申込書」という。)を含む当行所定の申込書に必要事項をご記入の上、「投信総合取引規定」第1章4.(1)に定める届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)され、これを「投信総合取引規定」第1章3.(2)に定める取引店(以下「取引店」という。)に提出することによってニッコウ米ドルMMFの受益証券の募集または買付(以下「買付」という。)とともに累積投資取引を申し込まれるものとし、当行が承諾した場合に限り当該取引を開始することができます。
- (2) 上記(1)の定めにかかわらず、既に他の累積投資銘柄において累積投資取引を開始しているときは、ニッコウ米ドルMMFの受益証券に係る第一回目の買付申込書を取引店に提出し、買付申込をすることをもってニッコウ米ドルMMFの累積投資取引の申込が行われたものとします。
- (3) お客さまと当行との間で外国証券の取引に関する契約を締結していない場合には、ニッコウ米ドルMMFについての買付申込を行う前に、お客さまは取引店に対して「外国証券取引口座約款」に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した当行所定の申込書を提出し、当行と外国証券の取引に関する契約を締結することが必要となります。

3. (金銭の払込)

お客さまは、当行所定の時間までに買付申込書を当行に提出してニッコウ米ドルMMFの受益証券の買付申込を行い、その申込日に、当行所定の方法によりその買付代金または概算金額（以下「払込金」という。）を円貨で払込むものとします。ただし、ニッコウ米ドルMMFの受注日は、ニューヨーク、ルクセンブルグおよびロンドンの銀行営業日ならびに日本の金融商品取引業者および銀行の営業日に限ります（ニューヨーク、ルクセンブルグおよびロンドンの銀行営業日ならびに日本の金融商品取引業者および銀行の営業日である日を、以下「営業日」という。）。払込金が買付価額に不足する場合には、お客さまは直ちにお支払い下さい。なお、買付価額の計算にあたっては、受注日の翌営業日の前日のニッコウ米ドルMMFの1口あたりの純資産価格を適用します。

4. (買付方法、時期および価額)

- (1) 当行は、お客さまからの払込金の払込があったときに、遅滞なくニッコウ米ドルMMFの受益証券の買付申込を投資信託委託会社に取次ぎます。ただし、当行における所定の時限、事務の繁忙、外国投資信託を取り扱う場合の時差等やむを得ない事由がある場合には、受注日の翌営業日以降に取次の手続を行うことがあります。なお、申込日において、お客さまの買付申込の意思が確認できない場合には、当行は受付けた買付申込がなかったものとして取り扱うことができますものとします。
- (2) 当行は、当該買付の代金を当行所定の時期にお客さまに代わって、投資信託委託会社に支払います。

5. (保管方法)

- (1) 上記4.によって買付けられたニッコウ米ドルMMFの受益証券は、保護預りとしてお預りし、当行所定の場所に、大券をもって、他のお客さまの同銘柄の受益証券と混蔵して保管いたします。
- (2) 当行は、保護預りされたニッコウ米ドルMMFの受益証券を当行名義をもって銀行、信託銀行、証券会社またはその他の金融機関に再寄託することがあります。
- (3) お客さまは、保護預りされているニッコウ米ドルMMFの受益証券の数または額に応じて、同銘柄の受益証券に対し、共有権または準共有権を取得します。
- (4) 当行が新たにニッコウ米ドルMMFの受益証券の保護預りを受付けるとき、または保護預りされているニッコウ米ドルMMFの受益証券の返還の請求を受付けるときは、そのニッコウ米ドルMMFの受益証券の保護預りまたは返還について、ニッコウ米ドルMMFの受益証券を保護預りしている他の預け主との協議を要しないものとします。
- (5) 当行は、ニッコウ米ドルMMFの受益証券の保管について当行所定の手数料を申し受けることがあります。

6. (収益分配金の再投資方法、時期および価額)

- (1) 上記5.に基づき保管するニッコウ米ドルMMFの受益証券の分配金は、当行がお客さまに代わってこれを受け取り、その金額より税金等を差し引いた金額をもって、上記4.の定めに準じてニッコウ米ドルMMFの受益証券の買付申込を投資信託委託会社に取次ぎます。
- (2) 上記(1)の買付価額は、当行所定の日々のニッコウ米ドルMMFの1口あたりの純資産価格といたします。当行は当該買付価額を当行所定の時期にお客さまに代わって、投資信託委託会社に支払います。

7. (償還金の取扱い)

上記5.に基づき保管するニッコウ米ドルMMFの受益証券の償還金については、税金等を差し引いた金額を、外貨で受領した場合は当行が決定する為替相場に基づき円換算した上で、「投信総合取引規定」第6章48.の定めに準じて支払うものとします。

8. (返還・換金等)

- (1) ニッコウ米ドルMMFの一部または全部の解約による換金については、「投信総合取引規定」第4章24.の定めに準じて行うものとします。
- (2) お客様がニッコウ米ドルMMFの受益証券の返還または換金を請求する際には、当行所定の方法でその旨を取引店に申し出てください。なお、返還または換金請求の当行における受付日当日をもって返還または換金請求日とします。
- (3) 当行は、上記(2)の受益証券の返還請求があった場合は、下記(4)の換金価額によりニッコウ米ドルMMFの受益証券を換金のうえ、税金等を差し引いた金銭を返還請求日の当行が決定する為替相場に基づき円換算した上で、「投信総合取引規定」第7章の定めに従って支払うことにより、返還に代えるものとします。なお、当行における所定の時限、事務の繁忙、外国投資信託を取り扱う場合の時差等やむを得ない事由がある場合には、受注日の翌営業日以降に返還または換金の手続を行うことがあります。なお、申込日において、お客様の返還または換金請求の意思が確認できない場合には、当行は受け付けた返還または換金請求がなかったものとして取り扱うことができるものとします。
- (4) 上記(3)の換金価額は返還または換金請求日の翌営業日の前日のニッコウ米ドルMMFの1口あたりの純資産価格に基づくものといたします。
- (5) 上記(1)から(4)の定めにかかわらず、金融商品取引所等における取引の停止、その他目論見書に定める場合などのやむを得ない事情があるときは、当行は返還または換金請求の受付を一時停止または中止させていただくことがあります。

9. (残高の通知)

上記5.に基づき保管するニッコウ米ドルMMFの受益証券の残高の通知については、「投信総合取引規定」第6章50.の定めに準じて行うものとします。

10. (解約等)

この規定による累積投資取引に係る契約の解約等については、「投信総合取引規定」第6章52.および第8章60.の定めに準じて行うものとします。

11. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

12. (準拠法、合意管轄)

- (1) この規定(この規定に基づく取引および契約も含む。)の準拠法は、日本法とします。
- (2) この規定(この規定に基づく取引および契約も含む。)に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

以 上

実施日：2020年3月16日